

鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例をここに改正する。

令和元年7月1日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第5号

鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例

鳥取市自家用有償バス条例（平成18年鳥取市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第4条 次の各号に掲げる者については、市長は、それぞれ当該各号に掲げるところにより使用料を減免することができる。

- (1) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者が運行するバス（以下「路線バス」という。）の定期券又は回数券（減免を受けようとする自家用有償バスの運行路線を含む路線のものに限る。）を降車の際に提示した者 使用料の全額
- (2) 自家用有償バスの運行路線を含む路線を運行する路線バスから自家用有償バスに乗り継ぐ利用者であって、当該路線バスの車内で発行された乗継券を降車の際に提示した者 使用料の半額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。